



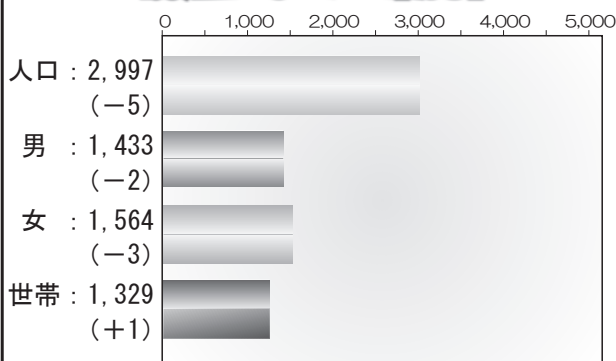
《休日の死亡届について》

【受付時間】午前8時30分～午後3時

※来庁前に役場（宿日直）に電話連絡してください。

☎ 79-2111（休日の連絡先）

藤里町三三統計



☆ 1月31日現在・()内は前月比
出生:0人・死亡:6人・転入:3人・転出:2人

交通死亡事故ゼロ

951日

無火災

254日

(令和4年2月20日現在)

町発注事業

入札結果のお知らせ

(50万円以上・税込み)

◇ 1月分 ◇

○ 揚水試験等調査業務委託

【請負者】 奥山ボーリング(株)

【請負額】 1,375,000円

【工期】 令和4年3月31日

忘れていませんか？「敬老祝金利用券」

昨年10月14日の敬老式当日と式典以降の役場窓口において、対象となる「初敬老（70歳）、満75歳以上」の方に発行した「敬老祝金利用券」の使用期限が【令和4年3月31日】までとなっております。

※使用できるものは「令和3年度分」に限ります。

※対象の方でまだ利用券を受け取っていない方は、役場窓口3番までお越しください。

【お問い合わせ先】

藤里町町民課 町民福祉係 ☎ 79-2113

3月分（4月納付分）から
協会けんぽの保険料が変わります

協会けんぽは、主に中小企業の従業員とその家族の皆さまが加入する健康保険です。

秋田支部の 健康保険料率	令和4年3月分（4月納付分）から	10.27%
		※現行 10.16%
秋田支部の 介護保険料率	令和4年3月分（4月納付分）から	1.64%
		※現行 1.80%

皆さまの医療費に基づいて算出される保険料率は、皆さまの健康への取組みによって抑えることができます。まずは、病気の予防や健康保持のために年1回の健診を必ずお受けください。

【お問い合わせ先】

全国健康保険協会（協会けんぽ）秋田支部

☎ 018-883-1841